

★ 女性向けケガプラン

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害保険金	死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)	死亡・後遺障害保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額をお支払いします。	① 故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ② 無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転によるケガ ③ 脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ⑤ 戦争(テロ行為を除きます。)、暴動などによるケガ ⑥ 別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ⑦ 妊娠、出産、流産または外科的手術その他の医療処置によるケガ ⑧ 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものなど
	後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4～100%をお支払いします。 (注)補償期間(保険のご加入期間)を通じ、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金	事故によるケガのため、入院された場合	事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数1日につき、入院保険金日額をお支払いします。	
	手術保険金	事故によるケガの治療のために、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術を受けた場合	① 入院中に受けた手術 入院保険金日額×10 ② 上記①以外の手術 入院保険金日額×5 ただし、1事故に起因するケガについて1回の手術に限りします。	
	通院保険金	事故によるケガのため、通院された場合	事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数1日につき30日を限度として通院保険金日額をお支払いします。	
	被害事故補償保険金	犯罪被害による事故(人の生命または身体を害する意図をもって行われた行為により、被保険者の生命または身体が害される事故)またはひき逃げによる事故のため、死亡または重度の後遺障害を被った場合	逸失利益や精神的損害等の実際の損害額(普通保険約款に規定する算定基準によります。)から、次の項目がある場合には、その金額を差し引き、1回の事故につき、被害事故補償保険金額を限度に保険金をお支払いします。 ① 自賠責保険等からの給付 ② 対人賠償保険(共済)からの給付 ③ 加害者等から取得した賠償金 ④ 労働者災害補償制度による給付 ⑤ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律からの給付 ⑥ その他同種の保険(共済)からの給付	① 故意、重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故 ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故 ③ 戦争(テロ行為を除きます。)、暴動などによる事故 ④ 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合でも、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ⑤ 被害事故を発生させた者が、次のいずれかに該当する事故 (1)被保険者の配偶者 (2)被保険者の直系血族 (3)被保険者の3親等内の親族 (4)被保険者の同居の親族 など

【特約の説明】

セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち、「戦争・暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。 「テロ行為」とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

補償対象外となる運動等

山岳登山(※1)、リュージュ、ホブスレー、スケルトン、航空機(※2)操縦(※3)、スカイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(※4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗

その他これらに類する危険な運動

(※1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。

(※2)グライダーおよび飛行船を除きます。

(※3)職務として操縦する場合を除きます。

(※4)モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機(パラプレーン等をいいます。)を除きます。

用語のご説明

●「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

●「ケガ」とは、「急激かつ偶然な外来の事故」によって身体に被った傷害をいいます。

(1)「急激」とは、突発的に発生することをいいます。ケガの原因としての事故が緩慢に発生するのではなく、原因となった「事故」からの結果としてのケガまでの過程が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。

(2)「偶然」とは、予知されない出来事をいいます。傷害保険という偶然とは、「事故の発生が偶然であるか」、「結果の発生が偶然であるか」、「原因、結果とも偶然であるか」のいずれかであることと必要とします。

(3)「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

※ ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生じる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含まれません。

●「後遺障害」とは、治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。

●「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。

① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(注1)。ただし、次に掲げるいずれかに該当するものを除きます。

- ア. 創傷処理
- イ. 皮膚切開術
- ウ. デブリードマン
- エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
- オ. 抜歯手術

② 先進医療(注2)に該当する診療行為(注3)

(注1) 歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。

(注2) 手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価医療のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。

(注3) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

●「対人賠償保険等」とは、自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。

●「治療」とは、医師(注)が必要であると認め、医師(注)が行う治療をいいます。(注)被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。

●「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含まれません。

●「入院」とは、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

●「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。

●「被害事故」とは、次のいずれかに該当する事故をいいます。

- ① 人の生命または身体を害する意図をもって行われた行為により、被保険者の生命または身体が害される事故。
- ② 運行中の自動車に搭乗していない被保険者が、運行中の自動車との衝突・接触等の交通事故または運行中の自動車の衝突・接触・火災・爆発等の交通事故により、その生命または身体が害される事故。
ただし、その事故を生じさせた自動車の運転者およびその他の搭乗者の全員が、被保険者の救護、警察への報告等の必要な措置を行わずにその事故の現場を去った場合に限ります。

●「労働者災害補償制度」とは、労働者災害補償保険法等法令によって定められた業務上の災害を補償する災害補償制度をいいます。